

書評

西村 淳 編著

『雇用の変容と公的年金 法学と経済学のコラボレーション研究』

(東洋経済新報社, 2015年)

黒田 有志弥*1, 佐藤 格*2

創刊号をご覧になった通り、新しい雑誌の書評では可能な限り特集に沿った対象を選ぶことにしている。本特集は所得保障を対象としており、そして、その中核は年金制度であることから『雇用の変容と公的年金 法学と経済学のコラボレーション研究』を書評対象として選択した。評者は法学および経済学を専攻する弊所研究スタッフから選び、彼らの手による法学と経済学のコラボレーション書評を試みている。何分、初めての試みなので読者のご寛恕を乞う次第である。

I はじめに

公的年金の目的の1つは高齢期の所得保障であるが、わが国の制度においては、現役時代の働き方によって加入する年金が異なり、結果、高齢期に受給する年金の種類も額も異なる。その意味で、働き方と将来の年金は密接にリンクしており、年金制度の改革は、雇用政策としての意味を有する場合もある。近年、非正規労働者の増大をはじめとしてわが国の雇用社会が変容しており、雇用社会のあり方を前提としている年金制度についても様々な改革が行われているのは周知の事実である。

そのような中で、本書は、実証研究・比較研究・課題別研究により、年金と雇用に関する課題を総合的に検討するものであるが、法学の研究者と経済学の研究者がコラボレーションし、年金制度に関する様々な論点について検討する意欲的な書籍である。各章とも、執筆者が自己の学問分野の研究成果をいかに発揮した論文が収録されており、専門家にも示唆の多いものになっている。

II 本書の構成

本書の構成は、序章にあたる「本書の問題意識と構成」にまとめられているが、簡単に紹介する。

第1部は「年金と雇用の実証研究」と題して、経済学の専門家による検討がなされる。

第1章「高齢者雇用と年金との接続—雇用政策および年金制度改革の影響評価」(山田篤裕)は、雇用政策及び厚生年金保険の制度変更が高年齢者の雇用と年金の接続に与えた影響について評価している。具体的な制度変更として挙げられているのは、雇用政策では、高年齢者雇用安定法の改正による雇用確保措置の義務化、厚生年金では、定額部分の繰り上げ支給制度の導入及び在職老齢年金における一律2割の年金支給停止ルール廃止である。分析の結果、雇用と年金の接続がおおむね順当に行われていると評価した上で、被用者保険の適用拡大や女性の就業率の向上等、将来にさらなる支給開始年齢引き上げを選択した場合に直面する課題について提起する。

第2章「雇用と年金の所得課税」(上村敏之)で

*1 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第3室長

*2 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第1室長

は、公的年金控除の再分配効果について検討し、現在の公的年金控除が結果として不平等化をもたらしているとする。ここでの不平等化は、所得が平準化とは逆方向に再分配されることと思われるが、分析結果によれば、所得階級間でも世代間でも、公的年金控除は不平等化をもたらすとする。理論的には控除金額×税率が可処分所得に影響するから、控除金額が一定の場合、税率が高い、すなわち所得が高いほど可処分所得は増える。本論文は、この事象についてライフサイクル・モデルにより実証し、公的年金控除を見直すべきと結論づける。

第3章「高齢者の所得格差と低所得問題」（四方理人・田中聡一郎）では、『全国消費実態調査』を用いて高齢者の所得格差と貧困についての分析を行っているが、医療費及び介護費の影響も評価するために、これらを可処分所得から控除した場合についても検討している点に特徴がある。分析結果によれば、生産年齢層と高齢層の所得格差は縮小しておらず、また、高年齢者内の格差についても、65～74歳においては所得格差の縮小が見られるものの、75歳以上の場合には大きな変化がなかったとする。所得格差の要因分析から、近年になるほど年金収入の格差が拡大し、高齢者自身の勤労収入などの格差も大きい、家族収入による要因と相殺され、高齢者層における所得格差の拡大は観察されないと分析している。また、医療費と介護費の自己負担による貧困率の引き上げ効果が他の年齢階級よりも大きいことも明らかにしている。これらのことから、低所得者を適切に把握し、負担軽減をする必要があること、年金課税の強化や低所得者対策の再編が必要であることを示している。

第2部は「年金と雇用の比較研究」と題して、イギリス及びドイツの年金制度に関する論文とわが国の公務員が収録されている。

第4章「イギリスにおける『一層型年金』の創設」（藤森克彦）は、イギリスの公的年金制度の概要を述べたのち、2016年4月から導入予定（本書刊行時点）の定額給付の1階建ての年金制度（一層型年金）について検討するものである。この制度改

革は、必ずしも雇用の多様化への対応を主眼に置いたものではないが、現役時代の保険料拠出額とは無関係に、一定の保険料拠出期間を満たせば、最低限の生活保障レベルを若干上回る水準の年金額を受給できることで、所得再分配機能が強化され、低賃金労働者の老後の所得保障に資すること、自営業者／被用者の区別なく、同一の年金制度に加入すること、本人の保険料拠出に基づき支給されるので、配偶者年金、遺族年金、離婚時の分割年金制度は廃止されることから、女性を中心に就労インセンティブを高める方向に作用すると考えられること、一層型年金は、現行制度よりも、保険料拠出期間が長期に設定されているため、就労期間の長期化に向かうことが考えられることから、従来よりも雇用の多様化に対して中立的な年金制度になり、かつ就労インセンティブを高めていくと考えられると分析している。わが国への示唆としては、所得再分配の強化という点では年金課税の強化が重要であること、イギリスでは本人の保険料拠出に基づかない年金の廃止が女性の就業就労意欲を高めていることから、第3号被保険者制度のあり方を議論するべきなどとする。

第5章「ドイツの年金保険の適用拡大—『労働者保険』から『稼得者保険』へ?」（福島豪）は、自営業者に対する所得比例年金の可能性は検討されるべきであるとの認識の下に、ドイツの公的年金についての最近の政策論である「稼得者保険」の構想について着目する。ドイツの年金保険は「労働者保険」としての特徴を維持しているため、自営業者は原則として年金保険に加入しておらず、年金保険やそれ以外の公的年金に加入する自営業者は、特定の職業に就いている者に限られる。それゆえ、労働をめぐる環境の変化により従属労働と自営業を転々とする者が増えると、その者は自営業に就いている間は年金保険に加入できないことになる。従業員を雇わない定収入の自営業者が増加する中、自営業者にも年金保険の適用を拡大する「稼得者保険」構想が主張されているとする。ドイツの年金保険では、労働者の保険料は使用者が半分負担する一方で、自営業者の保険料は自営業者が全額自己負担することになるので、「稼得

者保険」構想では、自営業者の保険料負担に対する配慮が必要であるとする。

第6章「韓国における労働市場と公的年金制度—現状と今後のあり方」(金明中)は、韓国の労働市場の変化と近年の年金改革について紹介している。韓国の労働市場の特徴として、非正規労働者の割合が高いこと、若者の就職率が低いこと、女性が十分に活躍していないことを挙げられるが、特に、高年齢者の多くが50~55歳の間で退職しており、年金の支給開始年齢とのギャップが発生していることが問題となっているとする。そのため、定年の引き上げ義務化の措置も始まっているが、年金だけでは高齢者の貧困率を引き下げるには限界があるという見方もあり、経済的支援の必要な高齢者により手厚い給付を行うなどの必要性が論じられている。韓国は今後ベビーブーム世代が退職を迎えるため、給付額の確保や安定した年金財政の維持などが重要な課題になっており、年金制度の改革とともに、労働市場の改革が必要であるとする。

第7章「公務員の年金と雇用」(関ふ佐子)は、わが国の公務員(主として国家公務員)の年金制度(退職給付を含む)について論じている。まず、公務員の年金制度の歴史について、恩給制度から、近年の被用者年金の一元化を含む年金改革について概観した後、それに関連する公務員の職務上の義務、雇用管理、人事院制度について簡潔に説明がなされ、年金改革、とりわけ退職等年金給付(退職手当の引き下げと厚生年金への統合による職域年金部分の廃止に伴い創設された年金払いの退職給付)の法構造について検討を加える。そして、官民比較、具体的には官民格差の法的な分析指針を示し、公務員の年金制度のあり方を検討する。結論として、退職等年金給付は年金制度であるとともに、従前の共済年金の職域年金部分と同様、公務員制度としての性格があること、ただし、それを強調しすぎると公務員の老後保障の性格が希薄になるとともに、現状のモデルでは、服務規律の維持に資する効果にも限界があると考えられることから、民間との均衡、公務員の働き方や老後保障の観点を含めて退職等年金給付の性格

を改めて検証する必要があるとする。

第3部は、「年金と雇用の課題別研究」と題して、年金制度に関する3つの論点を取り上げられている。

第8章「マルチジョブホルダーへの厚生年金適用」(丸谷浩介)では、非正規雇用労働者への厚生年金適用の拡大が論じられる中で、マルチジョブホルダー(兼業を行う労働者)への厚生年金適用拡大の必要性について論じている。本章では、労働基準法・雇用保険法・労働者災害補償保険法など関連制度におけるマルチジョブホルダーの取扱い等を整理した上で、厚生年金適用基準の検討と適用拡大に伴う問題の論点整理を行っている。結論として、マルチジョブホルダーへの厚生年金適用拡大は必要であるが、労働時間等の通算方法や費用負担、事務手続等が問題となるとともに、厚生年金の制度趣旨や連帯のあり方などの議論も必要になるとする。

第9章「女性の年金権と雇用—第3号被保険者制度と就労・育児の評価」(常森裕介)では、女性の雇用から見た公的年金制度のあり方について、特に第3号被保険者制度に着目して検討を行っている。主に専業主婦を対象とした第3号被保険者制度は、女性の年金権の確立に貢献し、現在も女性の老後の所得保障において重要な役割を果たす一方で、公平性の観点から制度の見直しが何度も検討されてきている。本章では、現行の第3号被保険者制度の枠組みを維持することを前提に、働き方やキャリアの多様性を許容し、同時に所得保障ニーズを充足する制度のあり方について考察する。

第10章「年金給付の権利の規範的基礎としての雇用」(西村淳)では、年金を中心とした所得保障の権利の規範的基礎としての雇用について、日英比較を踏まえて論じる。近年、失業や非正規雇用の増加などの雇用の不安定化により、職場など社会保障の支え合い集団が弱体化して負担が増加し、年金制度に支持を得られにくい状況になってきたことを前提とし、社会保障の負担をだれが何のためにするのかという観点から、年金を含め、社会保障の権利の正当性が問われるようになって

いるとして、社会保障の受給の権利は、就労など社会保障を支える貢献行為を基礎とすることができるのではないかとする。そして、社会保障の具体的な制度設計への含意として、「貢献支援原則」「多様性原則」「納得原則」の3つを見てとることができるとする。

III 本書の意義

本書は「公的年金制度はいかにあるべきかという問題意識に基づいて、とりわけ年金制度と雇用の関係に着目」したのとなっており、各論文が、雇用の状況の変化や、雇用政策と関連づけて、公的年金制度についての諸問題について取り上げている。ここでは、各論文についての個別の評価は紙幅の関係上差し控え、本書の全体としての意義について述べたい。

本書は、年金と雇用に関する課題を総合的に検討するものであるが、法学と経済学のコラボレーション研究とあるように、法学の研究者の執筆による論文と経済学の研究者の執筆による論文が収録されている。社会保障分野に関して異なる学問分野にわたる研究者により執筆された論文がまとめられたものはこれまでも多く出版されているが、本書は、執筆者らが行った「研究会での議論を踏まえたものである」点に特徴がある。読者としては、収録されている各論文は、異なる学問分野からの見解を取り入れたものであるということが期待できる点で、本書を手にする誘因ともなる。この点について、本書の意義がある。今後、本書を契機として、年金に限らず、他の社会保障制度に関しても、学際的な研究が進み、それが成果として公表されることも期待される。ただ、実際に異なる学問分野の見解も踏まえられている記述があるかということ、容易には見いだしがたい。しかし、後述のように各論文が研究論文である以上、それは必ずしもマイナスではない。

本書の第2の意義は、それぞれの論文が、社会保障法学と社会保障をテーマとして研究を行っている経済学の研究者による、雇用と年金の最新の研究であるということである。わが国の年金制度

は、2004年の年金改革により、年金財政の枠組みは確立したといえるが、雇用のあり方を前提とした制度である以上、雇用状況の変容に応じて年金制度のあり方も変更せざるを得ない。しかし、雇用の状況がどのように変化しているのか、それに対応して年金制度をどのように改善していくかについては、多くの論点が存在する。本書は、そのような論点を取り上げ、個別に検討することで、現在のわが国における年金制度の課題を抽出し、諸外国の制度の検討を通じたわが国の年金制度への示唆を含め、個々の執筆者が自己の専門的な立場からその課題に対して応えるものとなっている。その結果、個別の論文は、それぞれの学問分野の専門性が高いものとなっており、学術的な意義を有する。

他方で、これまで述べてきた意義の裏返しでもあるが、本書を読むにあたって留意すべき点も存在すると思われる。まず、第1に、それぞれの論文が執筆者の研究分野に依拠したものであることから、本書を手にする読者が、法学と経済学の双方にかなり高いレベルで精通していなければ、全ての論文を読みこなすことはできないということである。第1部においては、結論に至る実証について、計量経済学の知識がなければ、その妥当性を判断できないし、第2部以降、とりわけ第3部についての的確に評価するためには、法的な考え方についての素養が必要である。ただ本書が研究書であることを考慮すれば、これはやむを得ないのかもしれない。

第2に、第1部で検討された現状認識と、高齢者の生活や雇用・年金制度の課題（第1章における年金支給開始年齢のさらなる引き上げの際に直面する課題、第2章における公的年金控除を見直すべきという提言、第3章における医療費と介護費の自己負担による貧困率の引き上げ効果が高齢者について大きいこと）について、第2部以降で法政策的に具体的に検討されてはいないし、逆に第2部以降で提言されている法政策のあり方について、第1部はその経済学的な妥当性に関するエビデンスを提供するものではない。その意味で、本書が法学と経済学のコラボレーション研究と冠してい

ることには若干の違和感があることは否定できない。

第3に「雇用の変容と公的年金」がテーマであるにもかかわらず、本書は全般的に「雇用の変容」については、既存の研究の紹介あるいは一般的な現状把握にとどまり、「雇用の変容」自体の分析・検討が薄いことである（第1章では雇用政策と年金制度の変更がどのように高齢者雇用に影響したかが分析されているが）。つまり、現在の雇用の変容に対して公的年金はどのように対応すべきなのかに関しては、各論点について詳細に検討されているが、逆に、公的年金の制度変更が具体的な雇用状況にどのように影響するのか、についての分析は少ない。年金制度は、主として高齢期の所

得保障を目的とするものであるが、現行の制度において、その受給内容は、現役期の働き方や収入に依拠する以上、例えばある制度変更が実際にどの程度不安定雇用に従事する労働者の将来の年金の受給内容に資するのかといった実証的な検討が必要であろう。

しかしながら、このような点にかからず、本書は、社会保障分野における法学と経済学の学際的な研究の貴重な試みであり、本書の刊行は意義深い。各論文では、今後の課題としている点も多いが、その点を含めて、より学際的な研究の進展を期待するものである。

(くろだ・あしや)

I はじめに

公的年金制度については、どの国もさまざまな解決すべき課題を抱えているといえよう。その中でいくつかの国について共通して解決しなければならない問題を抽出していくと、雇用とのかかわりが重要であるということを改めて認識させられる。公的年金の最大の存在意義は老後の所得保障であり、引退前はそれぞれ労働（有償・無償を問わず）を行うことにより所得を得ていることを考えれば、現役時の働き方をどう評価するのか、その評価が不公平なものになっていないか、ということについても、改めて検討する必要があるだろう。本書は先進各国が、そしてわが国が抱えている諸問題について、わが国の例、あるいは諸外国の例を引きながら、さまざまな示唆を導いている。

また本書の副題に「法学と経済学のコラボレーション研究」とあるように、さまざまな問題点に、法学の面からも経済学の面からもアプローチし、多角的に検討していることが本書の非常に大きな特徴である。まずは本書の構成と概要について話し、続いて本書の意義についてまとめよう。

II 本書の概要

第1章「高齢者雇用と年金の接続－雇用政策および年金制度改革の影響評価」（山田篤裕）では、雇用と年金の接続について、制度変更の効果の面から検討している。具体的には、まずは企業が改正高齢法に対応する方法として、賃金水準を限界生産物の価値と異なる水準に設定することで定年延長や継続雇用に対応するという方法を理論的に示している。続いて企業の対応を実際のデータから明らかにし、制度改正ののちも、所得確保上の問題を抱えた高齢者が存在する可能性を示した。また改正高齢法は高齢者の就業率上昇に大きな効果をもち、『中高年者縦断調査』からは、年金給付額の低下を継続雇用で補えているという結果を得ている。さらに繰り上げ受給が貧困リスク提言の役割を果たしていること、在職老齢年金による就業抑制効果は消滅した可能性があることなどが示され、雇用と年金の接続がおおむね順当に行われていると結論付けている。

第2章「雇用と年金の所得課税」（上村敏之）では、公的年金控除の再分配効果を、世帯の異質性と時間軸を考慮した形で評価している。所得に関

して異質性をもつ家計を想定し、公的年金控除がどのような再分配効果をもつのかという点について、タイル尺度を用いて分析している。分析の結果、若年世代の不平等度が相対的に大きいこと、年金控除の存在が所得分布を不平等化していることを示し、さらには元々不平等度の高い若年世代において、公的年金控除の存在が不平等度を拡大しているという結果を得ている。このことから、公的年金控除を縮小して平等化を促し、得られた財源を社会保障制度に活用することが必要であるとしている。

第3章「高齢者の所得格差と低所得問題」（四方理人・田中聡一郎）では、『全国消費実態調査』を用いて高齢者の所得格差と貧困についての分析を行っている。特に、医療費・介護費の影響も捉えるために、可処分所得の中からこれらの費用を差し引いた概念も用いていることに特徴がある。所得格差は世代間・世代内の両方を分析の対象とし、個人単位による所得格差を推計している。分析の結果、生産年齢層と高齢層の格差が縮小していないこと、前期高齢者の所得格差は縮小しているが後期高齢者の所得格差には大きな変化がないこと、高齢者自身の収入が高齢者の格差を最も拡大させた要因であること、高齢者の貧困率は低下しているものの、医療・介護の自己負担が貧困率を大きく引き上げていることなどの結果を得ている。これらのことから、低所得者を適切に把握し、負担軽減をする必要があること、年金課税の強化や低所得者対策の再編が必要であることを示している。

第4章「イギリスにおける「一層型年金」の創設」（藤森克彦）はイギリスの公的年金制度を概観し、一層型の年金改革の日本への示唆を示している。元々制度が複雑かつ将来の年金水準が不確実であったこと、男女間・職業間での不公平があったことなどから導入されたイギリスの一層型年金は、「従前所得の保障」を目的とせず、定額かつ老後の最低限の生活保障を実現するものであり、これは高所得者から低所得者への所得再配分効果が大きい制度となっている。さらにはそれが主眼ではないものの、一層型年金は従来よりも雇用の多

様化に対して中立的であり、就労インセンティブを高めるものにもなっているとしている。また日本への示唆を考えた場合、日本における所得再配分の強化という点では年金課税の強化が重要であること、第3号被保険者に相当するような本人の保険料拠出に基づかない年金の廃止が女性の就業就労意欲を高めていることから、日本でも第3号被保険者制度のあり方を議論していくべきであるとしている。

第5章「ドイツの年金保険の適用拡大－「労働者保険」から「稼得者保険」へ?」（福島豪）においては、ドイツの公的年金制度、特に自営業者に対する保障のあり方を検討している。ドイツにおいては新たな形態の自営業者の登場に伴い、すべての自営業者に年金保険を適用する「稼得者保険」の構想がなされている。元々ドイツでは、自営業者は事業用資産の売却などにより自ら生計を維持できるという観点から、自営業者は年金保険の強制加入の対象から除外されていた。しかし近年、労働環境の変化に伴い「新たな自営業者」と呼ばれる、従業員を雇っていない「1人自営業者」が出現しており、それが自営業者の所得保障の必要性を増加させているといった状況がある。それにもかかわらず、ドイツには自営業者の所得保障が存在しない。そこで稼得者保険による適用拡大により、自営業者の所得保障を図ろうとする動きがある。もちろんドイツにおいても自営業者の所得把握には困難があり、また保険料負担の取り扱いをめぐり、すべての稼得者の完全な平等を図ることは難しいとしている。

第6章「韓国における労働市場と公的年金制度－現状と今後のあり方」（金明中）では、韓国の労働市場と公的年金制度について紹介している。まずは韓国の労働市場の問題点として非正規の割合が高く、処遇の改善もあまり進んでいないこと、若者の就職率が低いこと、女性が十分に活躍していないことを挙げている。また定年と年金支給開始年齢との間で所得の空白期間が発生しているため、定年の引き上げ義務化措置も始まっているとしている。年金制度については、社会保険方式の公的年金と公的扶助方式の基礎年金があり、特に

一般国民が加入する国民年金は、第3号被保険者のような制度がないために女性の加入者が少ないこと、受給額が低く、貧困リスクに直面している高齢者が多くいる可能性が高いことを示している。また基礎年金だけでは高齢者の貧困率を引き下げるには限界があるという見方もあり、給付の対象を絞って、経済的支援の必要な高齢者により手厚い給付を行うことなどの必要性を主張している。さらに、今後韓国はベビーブーム世代が退職を迎えることになり、給付額の確保や安定した年金財政の維持などが重要な検討課題になっており、年金制度の改革とともに、労働市場の改革が必要であることを示している。

第7章「公務員の年金と雇用」(関ふ佐子)では先般一元化された公務員の年金について、まずはこれまで一元化されていなかったことの根拠について解説している。元々戦前からの共済年金制度は民間より有利なものであったが、一方では公務員の労働者性・労使対等の原則を否定されていたことが指摘されている。戦後になり労働者としての側面は認められたものの、一般的な誠実義務・職務専念義務・秘密保持義務など公務の特殊性、またそれらを背景とした再就職の難しさなどから、職域年金も維持されてきていたという背景があった。しかし官民格差の解消を目的に共済年金と厚生年金の制度的な差異は厚生年金に揃えて解消することとなり、退職手当の引き下げや職域部分の廃止が行われた。これらのことをふまえ、改革の内容を検証している。

第8章「マルチジョブホルダーへの厚生年金適用」(丸谷浩介)では、複数の労働契約を締結しつつ生活を維持するモデルを想定し、その中で厚生年金の適用を拡大する際にどのような問題が発生するのか、ということ論じている。現行法では複数事業所における労働時間と賃金が通算されず、保険関係が成立しない労働関係が発生していること、そしてそれが所得保障ニーズの充足や多様な働き方といった観点から望ましいものとはいえないことを指摘している。また年金機能強化法において配慮がなされてきたことを評価しつつも、労働時間や賃金の通算の問題、事務手続き上

の問題など、解決しなければならない問題は残っており、規範原理に立ち返った議論が必要であるとしている。

第9章「女性の年金権と雇用－第3号被保険者制度と就労・育児の評価」(常森裕介)では第3号被保険者の問題を、制度の維持を前提に論じている。第3号被保険者制度は老後の生活保障、女性の年金権の確立、セーフティーネットといった機能をもつものの、拠出をせずに給付を受けること、公平性の問題、就労抑制効果の問題などから批判もなされてきた。その中で老後の基本的な生活の保障と、女性のさまざまな活動の評価について検討している。ただし就労を促進したとしても、やはり就労できない、しない第3号被保険者の老後の所得保障は必要であることや、育児や介護などのケア活動を評価することの重要性についても指摘し、保険料の減免や一定程度の給付額への反映の必要性も論じている。第10章においても同様の議論がなされているが、第3号被保険者の多様な貢献を評価することにより、第3号被保険者自身の受給権を支える要素になりうるとしている。

第10章「年金給付の権利の規範的基礎としての雇用」(西村淳)は所得保障の権利について論じており、イギリスと日本の制度を概観し、就労ではなく「貢献」が社会保障の権利の基礎となってきたとしている。この「貢献」は育児や介護、ボランティアなどを含む概念であり、就労にとどまらないことが重要である。また貢献とは双方向のものであり、支援される側には社会に貢献する権利、支援する側には要支援者が社会貢献できるために支援する義務があるとするばかりでなく、この立場は常に変わりうる想定している。さらに、具体的な制度設計に際しては、貢献支援原則、多様性原則、納得原則の3点を挙げ、現物給付や児童への給付の重要性、生活保護の自立支援プログラムの拡充、手続きの透明性の確保などが必要であるとしている。

III 本書の意義

冒頭において、現役時の働き方をどう評価するのか、その評価が不公平なものになっていないか、ということについても、改めて検討する必要があるということ述べた。

たとえばわが国の制度に照らせば、直近では共済年金の一元化が図られた。現役時の働き方に対する評価という点でいえば、より高い給付を得られることに対する不公平感の是正ともいえるが、一方では公務の特殊性に注目すると、別の面を見出すことができる。経済学的な立場からは上村・中嶋(2007)のような一元化前の研究はあるものの、公務の特殊性などは経済学的な分析からは見られないものであり、法学的な視点からの研究は非常に重要なものであったといえるだろう。ただし、公務の特殊性をもって正当化されてきた給付水準の違いが一元化により厚生年金に揃えられたことについては、どのような理由によって公平性が公務の特殊性に優越したのかといった解説がほしい。

働き方の問題は、公務員と民間の被用者の問題にとどまらない。被用者と自営業者との関係をどのように捉えるのかということも重要である。わが国でも自営業者は第1号被保険者として定額の拠出、定額の給付を行うのに対して、被用者は第2号被保険者になり、拠出と給付はある程度所得に比例したものとなっている。もちろん自営業者の所得をどのように捕捉するのかといった問題はあるものの、第5章に見られるように、ドイツにおける「稼得者保険」を用いた適用拡大の検討例を引いて、自営業者への適用可能性の検討がなされている。わが国においても今後検討すべき課題になることも考えられ、現在の厚生年金に統合するのか、あるいは別の制度を構築するのかなどの検討を始める必要もあるだろう。ただし、本書の中では稼得者保険「構想」とあることから、まだ実際に制度改正までは進んでないと思われるが、この構想はどの程度まで実現可能性があるのかという点について明らかにされることが望まれる。

また、近年では低賃金の非正規労働者が増加し、複数の職を兼ねなければ生活が成り立たない者も出てきている状態にある。仮に経済学的な分析をしようとするならば、職が単数か複数に分かれているかは、分析の対象となりにくいところである。すなわち、複数の職で合計された労働時間や賃金水準と、それらを単一の職から得ている場合との区別をすることは難しいだろう。しかし本書の第8章にあるように、公的年金の適用を考えた場合には、複数の職にまたがる労働時間や賃金の通算についても検討する必要がある、この問題を法学的な観点から捉えていることに重要な意義がある。今後ますますこのような労働者が増加するとすれば、それらを把握し、解決に向けてさらなる努力が必要となるであろう。

さらには、働き方の評価や公平性を考えた場合に問題とされるのは第3号被保険者の問題である。自らは拠出を行っていないとしても、また金銭的な評価が難しい形態であったとしても、何らかの形で労働しているとすれば、当然それを評価する必要がある。この問題について、第9章や第10章では、所得保障の権利、あるいは貢献に対する評価という枠組みで捉えている。第4章に見られるような、一層型年金が配偶者年金を廃止したことが女性の就業就労意欲を高めると期待される面もまた重要な点である。一方、議論のさらなる発展として、第9章や第10章では維持することが前提とされている第3号被保険者制度の見直し方には、一層型年金のような制度以外には可能性はないのかといったことについても、第9章とは異なった視点での分析がほしい。

また少子高齢化で給付を受ける主体が増加し、保険料拠出を行う主体が減少することは、年金財政の悪化を生じさせる。その中では給付と負担のバランスを検討することが非常に重要であり、さらには格差の是正という面も考慮する必要がある。第2章および第3章ではそれぞれ別の観点からこれらの問題を扱っている。特に第2章では主に世代間の公平性を扱う一方、第3章では世代内の公平性を中心に分析している。また所得の再分配という面では、第4章で取り上げられるように、拠

出が所得に比例する一方で給付は定額となっているイギリスの一層型年金のような仕組みも、所得再分配機能の強化という観点からは考慮すべきものとなっているといえよう。ただし、所得再分配の強化、女性の就業の促進といった意味で効果的と思われる一層型年金ではあるが、拠出と給付がリンクしなくなることは、高所得者層にとっては不利な制度改革とも思える。その点についてイギリスではどのように捉えられているのかということ、また経済学の観点からは、どの程度の所得再分配効果が望めるのかといった点に興味がある。

さらに年金財政の悪化を防ぐ方法の1つとして、年金支給開始年齢の引き上げも考えられる。しかし第6章において韓国の事例が取り上げられているように、少子高齢化の進む国では支給開始年齢の引き上げは避けられず、その結果として生じる空白期間をどのように解決するのかは重要な問題となっている。支給開始年齢引き上げは、定年延長などの対策がとられなければ、どこからも所得を得られない空白期間が生じてしまう可能性もあ

る。わが国では2012年に法改正がなされ、雇用と年金の接続が強化された。幸いわが国においては、第1章の分析に見られるように、おおむね良好に接続されているという結果が得られているが、これは諸外国へ重要な示唆を与えるものにもなるであろう。

以上のように、雇用と年金に関して各国が抱える諸問題に対して、さまざまな分析がなされている本書であるが、「コラボレーション」という意味では若干弱いようにも思える。もちろん各論文の中で触れられている部分は多いものの、たとえば公的年金控除の法学的な意味づけについての法学者の分析があったり、あるいは一層型年金のような制度をわが国に導入した場合の世代内・世代間の公平性がどのように改善されるのかという分析があったりすれば、より一層「コラボレーション研究」としての価値が高まったのではないかと思われる。

(さとう・いたる)